

株 主 各 位

大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号
株式会社スシログローバルホールディングス
代表取締役社長 水 留 浩 一

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主総会は株主様と会社との大切な対話の機会であり、本来であれば多くの株主様にご出席を賜りたく存じますが、新型コロナウイルス感染症に関する現状に鑑み、本株主総会につきましては**株主様にご来場いただくことなく当社役員のみで開催**させていただきたく存じます。**お土産についても、本年から廃止**させていただきます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら、書面又はインターネット等により**事前の議決権行使**をいただき、健康状態にかかわらず**本株主総会当日にご来場されないようお願い申し上げます。**

書面又はインターネット等による議決権行使は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年12月23日(水曜日)午後5時までに行っていただくようお願い申し上げます。また、後記のとおり、株主様からは事前に質問を受け付けた上で、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載いたします。

敬 具

記

①日 時	2020年12月24日(木曜日) 午前10時
②場 所	大阪府吹田市豊津町9番6号 新大阪江坂東急REIホテル 3階 ウッドルーム (前記のとおり、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、株主様にはご来場されないようお願い申し上げます。)
③目 的 事 項	報告事項 1. 第6期(2019年10月1日から2020年9月30日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第6期(2019年10月1日から2020年9月30日まで) 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
④議決権行使等についてのご案内	2頁から3頁までに記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。
⑤インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結計算書類の連結注記表並びに計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、以下に記載の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

以上

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

本株主総会における決議結果につきましては、本株主総会終了後、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.sushiroglobalholdings.com>)

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下のいずれかの方法により行使いただくことができます。

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年12月23日(水曜日) 午後5時到着分まで

※各議案につきまして、賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取扱いたします。

【第1号議案、第2号議案】

- 賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- 否認する場合 → “否”を○で囲んでください。

【第3号議案、第4号議案】

- すべての候補者に賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- すべての候補者を否認する場合 → “否”を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合 → “賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

インターネット等で議決権を行使される場合

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

行使期限 2020年12月23日(水曜日) 午後5時まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 「パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)」は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時には新たに発行いたします。
- ③ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使の際の注意点

- ① インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
 - ② インターネット等によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
 - ③ インターネット等による議決権行使は、2020年12月23日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
- なお、ご不明な点等がございましたら下記フリーダイヤルへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- ② 議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用フリーダイヤル
【電話】 0120 (652) 031（受付時間 9:00～21:00）
- (2) その他のご照会は、お取引の証券会社等あてにお問い合わせください。

<株主様向け事前質問受付のご案内>

当社第6期定時株主総会に関する報告事項及び決議事項につきまして、株主様から、事前のご質問、ご意見を当社ウェブサイトでお受けいたします。なお、ご質問、ご意見は、お1人様につき2つまでとさせていただきます。

多くお寄せいただいたご質問、ご意見を中心に、後日、当社ウェブサイトでご紹介させていただく予定です。

ご質問・ご意見 受付フォーム (<https://www.sushiroglobalholdings.com>)

受付期間：上記受付フォーム掲載の時～2020年12月18日（金曜日）午後5時

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 15.00円 配当総額 1,740,746,040円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年12月25日（金曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社グループは1984年の創業以来、回転すし「スシロー」の国内展開を進め、回転すし業界において第1位の売上を達成するまでに成長してまいりました。また、2011年からは海外展開を開始し、現在では4つのエリアへの進出を果たしております。さらに、2017年には、大衆寿司居酒屋「杉玉」の出店を開始し、2020年には台湾茶専門店「Sharetea」を出店するなど事業を拡大してまいりました。今後の事業領域の拡大とグローバルへの展開を加速し、更なる成長を進めるために、このたび商号を「株式会社FOOD & LIFE COMPANIES」（英文表記：FOOD & LIFE COMPANIES LTD.）と変更するものであります。
- (2) 上記の商号変更と併せて、企業理念の改定を行い、これに伴う規定の変更を行うものであります。
- (3) 取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化（モニタリングボード型のコーポレート・ガバナンスの推進）を図り、経営の健全性と効率性をさらに高めるため、以下の変更を行うものであります。
 - ①株主総会の議長を取締役社長から、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役に変更するものであります。
 - ②上記の考えに基づき、役付取締役の規定を廃止いたします。
 - ③業務執行の相当部分を、執行役員へ権限移譲することから、取締役社長の業務執行の規定を廃止いたします。
 - ④取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、招集及び議長の規定を廃止いたします。
- (4) 第1条及び第2条の変更の効力発生日は、2021年4月1日であります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社スシローグローバルホールディングスと称し、英文ではSushiro Global Holdings Ltd.と記載する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社FOOD & LIFE COMPANIESと称し、英文ではFOOD & LIFE COMPANIES LTD.と記載する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(企業理念)</p> <p>第2条 <u>当会社当会社グループは、「スシローの使命」「スシローの信念」「スシローの約束」を企業理念とする。</u></p> <p>当会社は企業理念に従い常にお客様の満足度向上を図り、売上最大、経費最小の効率経営を実践することにより、企業価値の持続的な増大と株主価値の向上を目指すものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p><u>1. 会社の株式及び持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理する業務</u></p> <p><u>2. 飲食店、居酒屋、喫茶店、仕出し弁当店の経営及び経営コンサルティング、並びに店舗設備、什器備品のリース業</u></p> <p><u>3. 飲食店、居酒屋、喫茶店、仕出し弁当店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の営業指導等の経営コンサルティング</u></p> <p><u>4. 水産物、農畜産物の加工並びに販売</u></p> <p><u>5. 不動産の賃貸、管理</u></p> <p><u>6. 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>第4条～第5条 (条文省略)</p>	<p>(企業理念)</p> <p>第2条 当会社グループは、<u>「VISION (企業として目指す未来)」「PROMISE (お客様への提供価値)」「PRINCIPLES (私たちの行動指針)」を企業理念とする。</u></p> <p>当会社グループは企業理念に従い常にお客様の満足度向上を図り、売上最大、経費最小の効率経営を実践することにより、企業価値の持続的な増大と株主価値の向上を目指すものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p><u>(1) 会社の株式及び持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理する業務</u></p> <p><u>(2) 飲食店、居酒屋、喫茶店、仕出し弁当店の経営及び経営コンサルティング、並びに店舗設備、什器備品のリース業</u></p> <p><u>(3) 飲食店、居酒屋、喫茶店、仕出し弁当店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の営業指導等の経営コンサルティング</u></p> <p><u>(4) 水産物、農畜産物の加工並びに販売</u></p> <p><u>(5) 不動産の賃貸、管理</u></p> <p><u>(6) 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>第4条～第5条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関の設置)</p> <p>第6条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査等委員会</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>第7条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役</p> <p>第18条～第21条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役1名以上を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名及び取締役社長1名を選定することができる。</u></p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第6条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>第7条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>当該代表取締役に</u>事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役</p> <p>第18条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(業務執行)</u> 第23条 取締役社長は会社の業務を統轄する。 2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の業務を代行する。</p> <p>第24条～第26条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役会</p> <p><u>(取締役会の招集)</u> 第27条 取締役会は取締役社長がこれを招集する。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第28条 (条文省略)</p> <p><u>(取締役会の議長)</u> 第29条 取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるとき、又は取締役会に出席しない場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第30条～第43条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第23条～第25条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役会の招集) 第26条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第27条～第40条 (現行どおり)</p> <p><u>(定款変更の効力発生日)</u> 第41条 第1条及び第2条の変更の効力発生日は、 2021年4月1日とする。なお、本条は同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、取締役松本晃氏につきましては、2020年3月31日付で辞任により退任されておりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績並びにこれまでの経歴等を評価し、当社の取締役として適任と判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	属性
1	水留浩一	代表取締役社長	再任
2	近藤章	取締役	再任 社外 独立
3	高岡浩三	取締役	再任 社外 独立
4	三宅峰三郎	—	新任 社外 独立
5	蟹瀬令子	—	新任 社外 独立
6	佐藤光紀	—	新任 社外 独立

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	みず とも こう いち 水 留 浩 一 (1968年1月26日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1991年4月 株式会社電通入社 1996年2月 アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア株式会社) 入社 2000年4月 株式会社ローランド・ベルガー(日本法人) 入社 2005年1月 同社代表取締役 2009年10月 株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構) 常務取締役 2010年12月 日本航空株式会社取締役副社長 2013年6月 株式会社ワールド取締役専務執行役員 2015年2月 株式会社あきんどスシロー代表取締役社長 2015年3月 当社代表取締役社長(現任) 2015年9月 Sushiro Korea, Inc.理事(現任) 2015年10月 株式会社スシロークリエイティブダイニング代表取締役(現任) 2017年8月 Sushiro Taiwan Co., Ltd.董事(現任) 2019年1月 Sushiro GH Singapore Pte. Ltd. Director(現任) 2019年1月 Sushiro HongKong Limited 董事(現任) 2019年10月 株式会社あきんどスシロー取締役会長(現任) 2020年2月 Sushiro GH(Thailand) Ltd. Director(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社あきんどスシロー取締役会長 株式会社スシロークリエイティブダイニング代表取締役会長 Sushiro Korea, Inc.理事 Sushiro Taiwan Co., Ltd.董事 Sushiro GH Singapore Pte. Ltd. Director Sushiro HongKong Limited 董事 Sushiro GH(Thailand) Ltd. Director	121,644株
	取締役候補者とした理由	2015年の当社取締役就任以来、グローバル・コンサルティングファームにおいて幅広い投資事業に携わるにより培われた豊富な知識、経験や高い見識を活かして、当社の代表取締役社長として、当社グループの国内外事業の発展に尽力していると判断し、引き続き、取締役候補者としました。	

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	<p data-bbox="246 601 470 677">こん とう あきら 近 藤 章 (1945年2月2日生)</p> <p data-bbox="254 700 462 775">再任 社外 独立役員</p>	<p data-bbox="491 208 1158 954">1967年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1997年6月 同行常務取締役 1999年4月 大和証券SBキャピタル・マーケット株式会社 代表取締役副社長 2000年5月 ソニー株式会社執行役員専務 2004年7月 AIGイースト・アジア・ホールディングス・マ ネジメント株式会社副会長 2009年6月 富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株 式会社）取締役兼代表執行役社長兼CEO 2010年6月 同社取締役兼代表執行役会長兼CEO 2011年10月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社副会長 2012年4月 株式会社国際協力銀行社外取締役 2014年6月 カルビー株式会社社外監査役 2016年6月 株式会社国際協力銀行代表取締役総裁 2018年11月 アルゴ・ホールディングス株式会社社外取締役（現任） 2018年11月 株式会社ディーカレット社外取締役（現任） 2018年12月 当社社外取締役（現任） 2019年7月 株式会社Right Now取締役（現任） 2020年6月 Power One株式会社監査役（現任） 2020年6月 株式会社Glocalist社外取締役（監査等委員） （現任）</p> <p data-bbox="491 964 1158 1168">(重要な兼職の状況) アルゴ・ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ディーカレット社外取締役 株式会社Right Now取締役 株式会社Glocalist社外取締役（監査等委員） Power One株式会社監査役</p>	2,500株
	社外取締役候補者とした理由	<p data-bbox="491 1180 1158 1350">長年にわたる複数の金融会社及び事業会社における経営者としての豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き、社外取締役候補者となりました。</p>	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
3	たか おか こう ぞう 高 岡 浩 三 (1960年3月30日生) <input type="checkbox"/> 再 任 <input type="checkbox"/> 社 外 <input type="checkbox"/> 独立役員	1983年4月 ネスレ日本株式会社入社 1986年1月 同社マーケティング本部ココア、ミルク&ニュートリション アシスタントブランドマネジャー 1988年1月 ネスレUSAネスカフェブランド アシスタント ブランドマネジャー 1989年4月 ネスレ日本株式会社ココア、ミルク&ニュート リション アシスタントブランドマネジャー 1991年3月 同社乳幼児栄養食品事業プロジェクトリーダー 1994年4月 同社ココア、ミルク&ニュートリション ビジ ネスユニットマネジャー 1999年10月 ネスレコンフェクショナリー株式会社プロジ ェクトディレクター 2001年4月 同社マーケティング本部長 2005年1月 同社代表取締役社長 2010年1月 ネスレ日本株式会社代表取締役副社長飲料事 業本部長 2010年11月 同社代表取締役社長兼CEO 2010年11月 ネスレネスプレッソ株式会社代表取締役 2017年11月 早稲田大学ビジネススクールアドバイザリー ボード (現任) 2019年12月 当社社外取締役 (現任) 2020年4月 株式会社サイバーエージェント顧問 (現任) (重要な兼職の状況) 早稲田大学ビジネススクールアドバイザリーボード 株式会社サイバーエージェント顧問	0株
	社外取締役候補者と した理由	長年にわたる経営者としての豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績をもとに、当社グループのマーケティング戦略や持続的な企業価値向上に向けた助言及び業務執行に対する監督を行っていただくため、引き続き、社外取締役候補者としました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
4	み やけ みね さぶろう 三 宅 峰 三 郎 (1952年7月22日生) 新任 社外 独立役員	1976年4月 キューピー株式会社入社 2003年2月 同社取締役 2010年2月 同社常務取締役 2011年2月 同社代表取締役社長 2011年2月 株式会社中島董商店取締役 2017年2月 キューピー株式会社相談役 2017年2月 株式会社中島董商店取締役会長 (現任) 2017年4月 公益財団法人キューピーみらいたまご財団理事 2017年12月 富士製薬工業株式会社社外取締役 (現任) 2018年6月 亀田製菓株式会社社外取締役 (現任) 2018年6月 株式会社オートバックスセブン社外取締役 2019年6月 同社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2019年6月 内閣府休眠預金等活用審議会専門委員主査 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社中島董商店取締役会長 公益財団法人キューピーみらいたまご財団理事 富士製薬工業株式会社社外取締役 亀田製菓株式会社社外取締役 株式会社オートバックスセブン社外取締役 (監査等委員) 内閣府休眠預金等活用審議会専門委員主査	0株
	社外取締役候補者とした理由	長年にわたる経営者としての経営実績と高い見識を有しており、また、経営の専門家としての経験・見識をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、新たに社外取締役候補者としました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
5	かに せ れい こ 蟹 瀬 令 子 (1951年7月14日生) <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立役員</div>	1975年4月 株式会社博報堂入社 1993年2月 株式会社ケイ・アソシエイツ代表取締役（現任） 1999年6月 株式会社イオンフォレスト（ザ・ボディショップジャパン）代表取締役社長 2001年1月 日本小売業協会生活者委員会委員（現任） 2001年5月 一般社団法人日本ショッピングセンター協会理事（現任） 2004年5月 同協会情報委員会委員長（現任） 2007年2月 レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社代表取締役（現任） 2010年10月 昭和女子大学客員教授（現任） 2015年6月 東急株式会社社外取締役（現任） 2015年9月 内閣府消費者委員会委員 (重要な兼職の状況) 株式会社ケイ・アソシエイツ代表取締役 レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社代表取締役 東急株式会社社外取締役	0株
	社外取締役候補者とした理由	長年にわたる経営者としての経営実績と、リテール事業及びマーケティングに関する豊富な経験及び幅広い見識をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、新たに社外取締役候補者としました。	

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	佐藤光紀 (1975年3月11日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	1997年4月 株式会社セプテーニ・ホールディングス入社 2001年7月 同社取締役インターネット事業本部長 2003年10月 同社CMO常務取締役 2004年12月 同社COO専務取締役 2007年10月 同社専務取締役 2009年12月 同社代表取締役社長(現任) 2017年1月 同社グループ社長執行役員(現任) 2019年1月 株式会社電通執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社セプテーニ・ホールディングス代表取締役グループ 社長執行役員	0株
	社外取締役候補者とした理由	長年にわたる経営者としての経営実績と高い見識を有しており、また、経営の専門家としての経験・見識をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていたため、新たに社外取締役候補者としました。	

- (注) 1. 各候補のうち、当社との間に特別の利害関係を有するものは次のとおりであります。
- 蟹瀬令子氏は、東急株式会社の社外取締役を兼務し、当社の子会社である株式会社あきんどスシローは、同社との間に店舗の賃貸借に関する取引がありますが、直前事業年度における東急グループの売上高及び当社グループの売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 高岡浩三氏は、2020年12月11日付で株式会社サイバーエージェントの社外取締役に就任予定であります。
3. 近藤章氏、高岡浩三氏、三宅峰三郎氏、蟹瀬令子氏及び佐藤光紀氏は、社外取締役候補者であります。
4. 近藤章氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年となります。
5. 高岡浩三氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。
6. 当社は、近藤章氏及び高岡浩三氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、三宅峰三郎氏、蟹瀬令子氏及び佐藤光紀氏の選任が承認された場合は、各氏を独立役員として届け出る予定であります。

7. 当社は、近藤章氏及び高岡浩三氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、三宅峰三郎氏、蟹瀬令子氏及び佐藤光紀氏の選任が承認された場合、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役納塚善宏氏及び市毛由美子氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、また豊崎賢一氏が辞任されますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。また、本議案について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	属性
1	納 塚 善 宏	取締役（監査等委員）	再 任 社 外 独 立
2	市 毛 由美子	取締役（監査等委員）	再 任 社 外 独 立
3	平 真 美	—	新 任 社 外 独 立

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	のう つが よし ひろ 納 塚 善 宏 (1953年3月21日生) 再 任 社 外 独立役員	1976年4月 参天製薬株式会社入社 1999年12月 同社経理・財務グループグループマネージャー 2002年1月 同社コーポレートプランニング・ファイナンス グループグループマネージャー 2004年10月 同社コンプライアンスグループグループマネ ージャー 2006年5月 同社企画本部副本部長 2006年7月 同社執行役員計画統制本部長 2008年10月 同社執行役員社会・環境担当 2010年6月 同社常勤監査役 2016年6月 同社顧問 2018年12月 株式会社あきんどスシロー監査役（現任） 2018年12月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社あきんどスシロー監査役	0株
	監査等委員である社 外取締役候補者とし た理由	参天製薬株式会社における経理・財務及びコンプライアンスに 関する長年の実務経験と豊富な知識を有しており、また、同社 において監査役を務め、監査実務にも精通していることから、 これらを当社の監査等に活かしていただきたいため、引き続 き、監査等委員である社外取締役候補者としました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
2	いちげゆみこ 市毛由美子 (1961年3月13日生) 再 任 社 外 独立役員	1989年4月 弁護士登録 1989年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2007年12月 のぞみ総合法律事務所パートナー（現任） 2009年4月 第二東京弁護士会副会長 2010年9月 日本弁護士連合会事務次長 2012年6月 NECネットエスアイ株式会社社外取締役 2014年5月 イオンモール株式会社社外監査役 2014年12月 三洋貿易株式会社社外取締役（監査等委員） 2016年12月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2018年6月 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社社外 取締役（現任） 2020年3月 アスクル株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) のぞみ総合法律事務所パートナー 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社社外取締役 アスクル株式会社社外取締役 弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、企 業法務にも精通しており、これらを当社の監査等に活かしてい ただきたいため、引き続き、監査等委員である社外取締役候補 者となりました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法 で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由によ り監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行す ることができるものと判断しております。	0株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
3	たいら ま み 平 真 美 (1962年2月20日生) <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立役員</div>	1987年10月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1990年10月 早川善雄税理士事務所入所 1991年 9 月 公認会計士登録 1992年 4 月 税理士登録 2002年10月 税理士法人早川・平会計パートナー (現任) 2011年 5 月 イオンモール株式会社社外監査役 2014年 5 月 同社社外取締役 2014年 6 月 スズデン株式会社社外監査役 2016年 3 月 井関農機株式会社社外監査役(現任) 2016年 6 月 スズデン株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人早川・平会計パートナー 井関農機株式会社社外監査役 スズデン株式会社社外取締役 (監査等委員)	0株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由	公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に精通しているため、その高い見識を当社の監査等に活かしていただきたく、新たに監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 納塚善宏氏、市毛由美子氏及び平真美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 納塚善宏氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年となります。
4. 市毛由美子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、4年となります。
5. 当社は、納塚善宏氏及び市毛由美子氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、平真美氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、納塚善宏氏及び市毛由美子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、平真美氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以上

(提供書面)

事業報告

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発令を機に、個人消費が急速に冷え込み、景気は急激に悪化しました。緊急事態宣言解除後は、経済活動も正常化に向かい、また「Go To キャンペーン」といった需要喚起施策により、個人消費の持ち直しの動きは見えるものの、予断を許さない状況は続いております。一方で、世界経済におきましても同様に、新型コロナウイルス感染症拡大により各国の経済状況は悪化、今なお収束の目途は不透明であり、厳しい状況が続いております。

外食産業におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きく、消費マインドが回復するには相応に時間を要する状況にあり、先行き不透明かつ厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」を使命として、美味しいすしを通じてより多くの皆さまに驚きと感動を感じていただきたいという願いに向けて、商品開発、店内調理、安心・安全の取り組み及びサービスの向上に取り組んでまいりました。

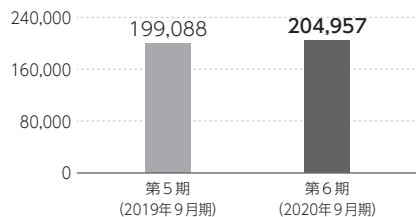
また、店舗開発につきましては、70店舗出店（国内50店舗（うち、FC3店舗）、海外20店舗）、12店舗退店（国内5店舗、海外7店舗）したことにより、当連結会計年度末の店舗数は、国内586店舗（うち、FC3店舗）、海外38店舗の合計624店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益204,957百万円（前連結会計年度比2.9%増）、営業利益12,061百万円（前連結会計年度比17.1%減）、税引前利益10,536百万円（前連結会計年度比26.6%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益6,457百万円（前連結会計年度比35.2%減）となりました。

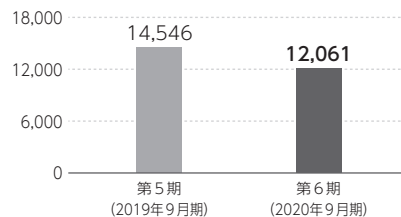
また、調整後当期利益は6,421百万円（前連結会計年度比35.8%減）となりました。

(注) 調整後当期利益＝当期利益＋その他

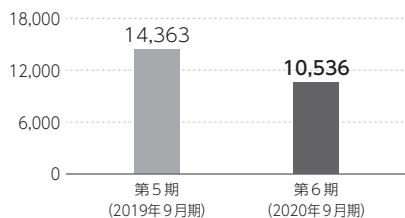
売上収益 (単位：百万円)



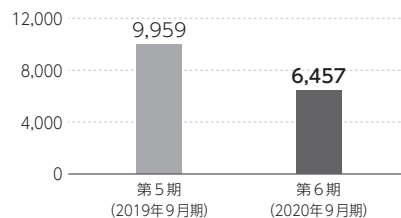
営業利益 (単位：百万円)



税引前利益 (単位：百万円)



親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位：百万円)



② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は13,863百万円であり、その主なものは新規出店、既存店の改装及び省人化投資などによるものであります。

なお、上記金額には、消費税は含まれておりません。

③ 資金調達の状況

当社グループでは、当連結会計年度において、以下のとおり社債発行を行い、総額10,000百万円の資金調達を行いました。

発行日	会社名	内容	発行額
2020年1月17日	株式会社スシローグローバルホールディングス	第1回無担保社債	5,000百万円
2020年1月17日	株式会社スシローグローバルホールディングス	第2回無担保社債	5,000百万円

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第3期 (2017年 9月期)	第4期 (2018年 9月期)	第5期 (2019年 9月期)	第6期 (2020年 9月期)
売上収益 (百万円)	156,402	174,883	199,088	204,957
営業利益 (百万円)	9,204	11,718	14,546	12,061
税引前利益 (百万円)	8,995	11,508	14,363	10,536
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	6,952	7,991	9,959	6,457
基本的1株当たり当期利益 (円)	63.29	69.23	85.81	55.64
資産合計 (百万円)	125,562	132,062	136,349	237,265
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	31,853	40,835	47,367	50,908
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	286.34	359.00	407.63	436.63

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分については、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業の内容
株式会社あきんどスシロー	100百万円	100.0	すし事業
株式会社スシロークリエイティブダイニング	10百万円	100.0	すし事業
Sushiro Korea, Inc.	28,460百万ウォン	100.0	すし事業
Sushiro Taiwan Co., Ltd.	1,160百万台湾ドル	100.0	すし事業
Sushiro GH Singapore Pte. Ltd.	24百万シンガポールドル	100.0	すし事業
Sushiro HongKong Limited	87百万香港ドル	100.0	すし事業
Sushiro GH (Thailand) Ltd.	8百万タイバーツ	49.0	すし事業
株式会社Sharetea Japan	50百万円	65.0	カフェ事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社あきんどスシロー
特定完全子会社の住所	大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	33,891百万円
当社の総資産額	78,510百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」という使命の下に、高品質な食材の仕入れ、鮮度管理の徹底、店内調理へのこだわり、きめ細やかな清掃・接客により、地域に喜ばれる店舗を作ってまいりました。今後、国内のみならず海外も含めたお客様に、一層喜ばれ必要とされる店舗づくりのため、顧客ニーズへの柔軟な対応、より強固な組織体制の整備、市場競争力の向上が必要であると認識しており、以下の重点施策に取り組んでいく所存であります。

① 国内スシロー業態の拡大継続

イ. 新規出店

当社グループは、これまで西日本を中心として「スシロー」を郊外のロードサイドを中心に
出店してきましたが、将来的に国内の人口減少や出店余地の減少が予測されることから、
西日本に加え出店余地の大きい首都圏を含む東日本や、既に展開している地域における都市
部への出店もより本格化してまいります。さらに、駅中・駅前ビルにおけるテイクアウト専
門店など、お客様のニーズに合わせた多様なエリアでスシローを展開することで、国内新規
出店の拡大を継続いたします。

ロ. 既存店の収益力強化

当社グループは、他社とのサービスの一層の差別化を図り、既存店の収益力を強化するこ
とが重要であると認識しております。

(i) 来店客数の増加

当社グループの優位性は、創業以来「うまさ」にこだわり、それを維持してきたことに
あります。店舗数を拡大していくにつれ、各店舗における高い満足度を提供するためにサ
ービスの均一化を図ってきた一方で、今後はより地域特性に応じたサービスの提供、キャ
ンペーンやオリジナル商品の投入、PR戦略を推進することで既存店舗の来店客数の増加を
図ってまいります。

また、カフェ利用など、利用シーンを拡大していくことで顧客の再来店を促していくほ
か、アイドルタイムにおける稼働率の向上やスマートフォンアプリを活用した「まいどポ
イント」等の顧客満足度・顧客ロイヤリティ向上施策を実施することで来店客数の更なる
増加を図ってまいります。

(ii) 定番商品への取り組み

当社グループでは、競合他社との差別化、効率化を求めてきましたが、改めて「うまさ」
に対するこだわりを見つめ直すことが重要であると考えております。特に強みである店内
調理に着目し、あえて手間をかけること、当社グループの調達力を活かしてうまい部位を
使用すること等により商品に磨きをかけ、お客様の期待する本格的なすしの味を提供する
ことで差別化することに注力してまいります。また、これらを実行するために体系化され
た研修制度や従業員の定着率向上によって店内調理ノウハウを蓄積し、研鑽を積んだ従業
員が店内調理を担当することで高品質な商品の提供に取り組んでまいります。

(iii) 顧客ニーズへの対応

アプリの登録者情報、店舗での発券等の顧客情報に基づき、お客様の特性に応じたサービスの提供、客単価の向上、オリジナルメニューの強化を推進してまいります。

また、オンライン注文システムの改善やテイクアウト専用メニュー、デリバリー、自動土産ロッカーの導入を実施することでテイクアウトニーズへの対応をさらに推進していくほか、ICチップ内蔵の皿を用いたビッグデータ分析やタッチパネル注文システムの改善などITシステムを活用することで、高品質な接客・サービスで顧客ニーズに対応してまいります。

このほか、お客様等からのアンケートや外部業者を活用した店舗サービスの評価を利用し、店舗ごとの課題を特定、改善することでオペレーションの改善を図ってまいります。

(iv) コストの最適化

中長期的に原材料費、人件費等の市況推移によるコスト上昇が想定されております。当社グループにおいては、食材調達にあたって本社一括調達によるスケールメリットを図る、取引先様との協力体制・長期的な関係構築を図るなどして調達コストの削減や価格の安定化に努めてまいります。また、人件費については、機材による自動化を含む店舗オペレーションの効率化や従業員の教育、標準化による生産性の向上、社員業務のパートタイマー及びアルバイトへの移管等により、人件費の最適化に取り組んでまいります。

② 新業態・新領域の開拓

当社グループはスシロー業態を中心とするすし事業において成長を続けておりますが、当社グループが培ってきた調達力、オペレーション力はスシロー業態以外の飲食事業においても事業創出機会を生み出せるものであり、国内における新しい成長軸として寿司居酒屋である「杉玉」を始めとした、新業態・新領域での事業展開強化を積極的に図ってまいります。

③ 海外事業展開の本格化

当社グループは、韓国、台湾、シンガポール、香港に店舗を展開しており、海外事業の拡大は今後当社グループの重要な成長要素であります。スシローの「うまいすし」をより一層海外に広げていくために海外事業展開を本格化させ、東アジア、東南アジア、北米等を始めとする市場規模・成長性のある市場に対して事業拡大の機会を積極的に図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

当社は、持株会社として当社グループの経営方針策定・経営管理を担当しており、当社グループは、当社及び連結子会社9社で構成され、直営方式による回転すし店のチェーン展開を主たる事業としております。

当社グループは、すし事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」を使命として、国内では「スシロー」ブランドにて直営方式による回転すし店を中心に展開し、海外では韓国、台湾、シンガポール、香港で直営方式による回転すし店を展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年9月30日現在)

① 当社

本	社	大阪府吹田市
---	---	--------

② 子会社

株式会社 あきんどスシロー	本社	大阪府吹田市
	店舗	東日本エリア 307店舗 西日本エリア 252店舗
株式会社スシロークリエイティブダイニング	本社	大阪府吹田市
	店舗	26店舗
Sushiro Korea, Inc.	本社	韓国ソウル市
	店舗	9店舗
Sushiro Taiwan Co., Ltd.	本社	台湾台北市
	店舗	20店舗
Sushiro GH Singapore Pte. Ltd.	本社	シンガポール
	店舗	4店舗
Sushiro HongKong Limited	本社	中国香港
	店舗	5店舗
Sushiro GH (Thailand) Ltd.	本社	バンコク
	店舗	1店舗
株式会社 Sharetea Japan	本社	東京都千代田区
	店舗	1店舗

(7) 使用人の状況 (2020年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
すし事業	2,863 (18,857) 名	643名増 (9名増)

- (注) 1. 当社グループはすし事業の単一セグメントであるため、セグメント別の使用人数の記載はしていません。
2. 使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイト）は、最近1年間の平均人員を1日8時間換算で（ ）内に外数で記載しております。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて643名増加しておりますが、主として海外事業の拡大に伴う新規採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
190 (13) 名	21名増 (2名減)	40.3歳	2.1年

- (注) 1. 当社はすし事業の単一セグメントであるため、セグメント別の使用人数の記載はしていません。
2. 使用人数は、就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイト）は、最近1年間の平均人員を1日8時間換算で（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年9月30日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	14,696
株式会社三菱UFJ銀行	14,696
株式会社みずほ銀行	7,348

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 436,000,000株
- ② 発行済株式の総数 116,049,984株 (自己株式248株を含む)
- ③ 株主数 42,766名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,131,100	7.00
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6,365,406	5.48
全国農業協同組合連合会	4,444,400	3.82
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,261,000	3.67
MSIP CLIENT SECURITIES	4,259,964	3.67
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	3,797,700	3.27
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	2,685,100	2.31
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	2,413,050	2.07
株式会社カストディ銀行 (信託口5)	2,253,500	1.94
BNYM TREATY DTT 15	1,788,301	1.54

(注) 1. 持株比率は自己株式 (248株) を控除して計算しております。

2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより、発行可能株式総数は327,000,000株増加し、発行済株式総数は87,037,488株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日	2018年1月18日	2018年12月20日	2019年12月19日
新株予約権の数(個)	342	279	377
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 136,800株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 111,600株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 150,800株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額(円)	(注) 1		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	普通株式1株当たり 1円	普通株式1株当たり 1円	普通株式1株当たり 1円
権利行使期間	自 2018年2月3日 至 2058年2月2日	自 2019年1月5日 至 2059年1月4日	自 2020年1月7日 至 2060年1月6日
行使の条件	(注) 2		
取締役の保有状況 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 257個 目的となる株式数 102,800株 保有者数 4名	新株予約権の数 208個 目的となる株式数 83,200株 保有者数 4名	新株予約権の数 247個 目的となる株式数 98,800株 保有者数 4名

(注) 1. 第14回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権（以下合わせて「本新株予約権」といいます。）の払込金額は、本新株予約権の割当日において一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定される本新株予約権の公正な評価額と同額とします。なお、当社は、当社の取締役及び執行役員として本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺し、当社子会社の取締役及び執行役員として本新株予約権の割当てを受ける者に対しては、当社子会社より本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給した上で、当社が当該金銭報酬請求権を債務引受し、本新株予約権の払込金額の払込債務と相殺することとします。

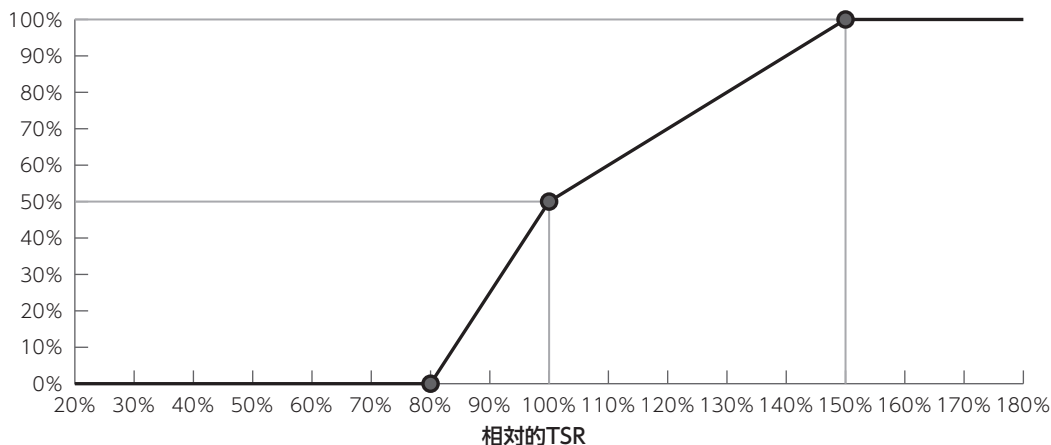
2. 第14回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、それぞれの行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。
- (2) 本新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、割当てを受けた新株予約権の数に、相対的TSR（本新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの絶対的TSR（割当日から3年を経過する日

の属する月の前月の各日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値に、割当日から3年を経過する日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算し、本新株予約権の割当日の属する月の各日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値)をTOPIX成長率(割当日から3年を経過する日の属する月の前月の各日の東証株価指数(以下「TOPIX」といいます。)の終値平均値を、本新株予約権の割当日の属する月の各日のTOPIXの終値平均値で除して算定した値をいいます。)で除して算定した値)に応じて下記のグラフに基づき算出される権利確定率を乗じて得られる数とします。なお、この計算において終値平均値は、小数第2位を四捨五入します。

ただし、本新株予約権を引き受ける者の役位に応じて、権利確定率の下限は16.60%~27.66%(以下「下限権利確定率」といいます。)とし、就任より1年以内に退任する場合には下限権利確定率は調整されます。また、絶対的TSRが1(100%)を下回った場合又は期末の株価が期首の株価を下回った場合には、下限権利確定率が適用されます。

権利確定率



- (3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行することができるものとします。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできません。
 - (5) 1個の本新株予約権の一部を行使することはできません。
3. 社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。
 4. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより、第14回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「取締役の保有状況(監査等委員を除く)」における「目的となる株式数」は調整して記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名 称		第 1 6 回 新 株 予 約 権	第 1 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年12月19日	2019年12月19日
新株予約権の数（個）		377	828
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 150,800株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 331,200株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額（円）		上記（注）1と同じ。	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		普通株式1株当たり 1円	普通株式1株当たり 2,210円
権 利 行 使 期 間		自 2020年1月7日 至 2060年1月6日	自 2021年12月20日 至 2029年12月19日
行 使 の 条 件		上記（注）2と同じ。	（注）1
使用人等への 交 付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 130個 目的となる株式数 52,000株 保有者数 6名	新株予約権の数 164個 目的となる株式数 65,600株 保有者数 99名
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —	新株予約権の数 628個 目的となる株式数 251,200株 保有者数 548名

（注）1. 第17回新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者（(ii)の場合においてはその相続人）は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。
- (i) 本新株予約権者が当社、株式会社あきんどスシロー、株式会社スシロークリエイティブダイニング又はその他当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の取締役、監査役、執行役員又は従業員地位をいずれも喪失した場合（但し、定年退職その他正当な理由があると当社が認めた場合を除く。）
- (ii) 本新株予約権者が死亡した場合
- (iii) 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、若しくは自らこれを申し立てた場合
- (iv) 本新株予約権者が、不正行為、職務上の義務違反行為を行い若しくは職務に懈怠があり、又はその他当該者に適用される当社グループの社内規程に違反する行為を行い、減給、出勤停止、降格、諭旨解雇又は懲戒解雇等の対象となり得ると当該会社の取締役会（海外の会社においては当該国の法律において取締役会に該当するかこれに準ずる機関）が判断した場合
- (2) 一個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとします。

2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより、第16回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「使用人等への交付状況」における「目的となる株式数」、並びに、第17回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「使用人等への交付状況」における「目的となる株式数」は調整して記載しております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2020年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	水 留 浩 一	株式会社あきんどスシロー取締役会長 株式会社スシロークリエイティブダイニング代表取締役会長 Sushiro Korea, Inc.理事 Sushiro Taiwan Co., Ltd.董事 Sushiro GH Singapore Pte. Ltd. Director Sushiro HongKong Limited 董事 Sushiro GH (Thailand) Ltd. Director
取 常 務 執 行 役 員	木 下 嘉 人	社長補佐兼経営企画・品質管理管掌 株式会社あきんどスシロー取締役執行役員 株式会社スシロークリエイティブダイニング 代表取締役社長 株式会社Sharetea Japan取締役
取 常 務 執 行 役 員	新 居 耕 平	仕入・商品業務・商品開発管掌 株式会社あきんどスシロー取締役執行役員
取 常 務 執 行 役 員	堀 江 陽	株式会社あきんどスシロー代表取締役社長
取 締 役	近 藤 章	アルゴ・ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ディーカレット社外取締役 株式会社Right Now取締役 株式会社Glocalist社外取締役 (監査等委員) Power One株式会社監査役
取 締 役	高 岡 浩 三	早稲田大学ビジネススクールアドバイザーボード 株式会社サイバーエージェント顧問
取 (常 勤 監 査 等 委 員)	納 塚 善 宏	株式会社あきんどスシロー監査役
取 (監 査 等 委 員)	豊 崎 賢 一	株式会社一豊代表取締役 株式会社資さん社外取締役
取 (監 査 等 委 員)	市 毛 由 美 子	のぞみ総合法律事務所パートナー 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社社外取締役 アスクル株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役木下嘉人氏は、2020年5月20日付で株式会社Sharetea Japan取締役に就任しております。
2. 取締役安島一史氏は、2019年12月19日開催の当社第5期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しております。
3. 取締役松本晃氏は、2020年3月31日付で辞任により退任しております。なお、退任時における重要な兼職は、ラディファールジャパン株式会社代表取締役CEO、株式会社イー・ウーマン社外取締役及びInagora株式会社社外取締役であります。
4. 取締役近藤章氏は、2020年6月5日付で株式会社Glocalist社外取締役（監査等委員）に、2020年6月30日付でPower One株式会社監査役に就任しております。
5. 取締役高岡浩三氏は、2020年4月1日付で株式会社サイバーエージェント顧問に就任しております。
6. 取締役市毛由美子氏は、2020年3月13日付でアスクル株式会社社外取締役に就任しております。
7. 取締役近藤章氏及び高岡浩三氏並びに監査等委員である取締役納塚善宏氏及び市毛由美子氏は、社外取締役であります。
8. 監査等委員である取締役納塚善宏氏は、事業会社において長年にわたる経理及び財務に関する業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社は、取締役近藤章氏及び高岡浩三氏並びに監査等委員である取締役納塚善宏氏及び市毛由美子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保し、これを強化するため、監査等委員会の決議により、納塚善宏氏を常勤である監査等委員として選定しております。
11. 当社は、執行役員制度を導入しております。2020年9月30日現在の取締役兼務を除く執行役員の氏名及び担当は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	清 水 敬 太	財務経理・投資事業管掌
上 席 執 行 役 員	加 藤 広 慎	海外事業管掌
上 席 執 行 役 員	小 河 博 嗣	情報システム管掌・株式会社あきんどスシロー代表取締役副社長
上 席 執 行 役 員	山 邊 圭 介	経営企画管掌
執 行 役 員	永 井 敏 行	店舗開発・設計管掌
執 行 役 員	亀 山 大 祐	人事・総務管掌
執 行 役 員	福 山 知 子	コミュニケーション企画推進・コーポレートコミュニケーション管掌

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役（ 監 査 等 委 員 を 除 く ） （ うち 社 外 取 締 役 ）	7名 (3名)	281百万円 (21百万円)
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ） （ うち 社 外 取 締 役 ）	3名 (2名)	30百万円 (21百万円)
合 計 （ うち 社 外 取 締 役 ）	10名 (5名)	311百万円 (42百万円)

- (注) 1. 上表には、2020年3月31日付で退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額は、当事業年度において支払われたか否かにかかわらず、当社が当事業年度において費用計上した金額（会計上の見積条件をもとに費用化した金額を含みます。）をもとに記載しているため、当事業年度における実際の支給額とは異なります。
3. 当事業年度に当社役員に就任しておりました取締役11名（なお、当事業年度末現在の人員は取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名、監査等委員である取締役3名であります。）のうち取締役1名については無報酬であります。
4. 2019年12月19日開催の当社第5期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額400百万円以内（うち、社外取締役は年額50百万円以内）とご承認いただいております。また、2016年12月15日開催の当社第2期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して無償で提供する社宅の賃料相当額として月額1百万円以内とご承認いただいております。
5. 2015年12月16日開催の当社第1期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額は年額100百万円以内とご承認いただいております。
6. 2017年12月21日開催の当社第3期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額200百万円以内の範囲で発行することにつきご承認いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況 及 び 兼 職 先 と の 関 係 等
取 締 役	松 本 晃	ラディックールジャパン株式会社代表取締役CEO、前田工織株式会社社外取締役、株式会社イー・ウーマン社外取締役、Inagora株式会社社外取締役及びRIZAPグループ株式会社特別顧問でありました。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
取 締 役	近 藤 章	アルゴ・ホールディングス株式会社社外取締役、株式会社ディーカレット社外取締役、株式会社Right Now取締役、株式会社Glocalist社外取締役（監査等委員）及びPower One株式会社監査役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
取 締 役	高 岡 浩 三	早稲田大学ビジネススクールアドバイザーボード、株式会社サイバーエージェント顧問であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	納 塚 善 宏	当社子会社である株式会社あきんどスシローの監査役であります。当社は同社との間で業務委託契約及び出向契約に基づく取引があります。
取 締 役 (監査等委員)	市 毛 由 美 子	のぞみ総合法律事務所パートナー、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社社外取締役及びアスクル株式会社社外取締役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	松 本 晃	2020年3月31日付の退任までの当事業年度に開催された取締役会8回のうち7回に出席しました。経営者としての高い見識を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行いました。
取 締 役	近 藤 章	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席しました。経営者としての高い見識を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。
取 締 役	高 岡 浩 三	2019年12月19日付の就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席しました。経営者としての高い見識を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	納 塚 善 宏	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、監査等委員会17回の全てに出席しました。事業会社における長年にわたる経理・財務及びコンプライアンスに関する豊富な知識と見識を活かした、当社のコーポレートガバナンスに資するための発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	市 毛 由 美 子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、監査等委員会17回の全てに出席しました。弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2019年12月19日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社及び会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合によるほか、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する場合又は監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じたときは、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議事項とすることを取締役会に請求するとともに、取締役会は本件について審議し適切な対応を図ってまいります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、恒常的な業績向上と、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針とし、配当については、業績及び内部留保の充実等を総合的に勘案しながら、業績に連動した年1回の剰余金配当を実施する方針です。

内部留保資金については、経営基盤の強化に向けた諸施策の実施のための積極的な投資等の原資として充当してまいります。

連結財政状態計算書

(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債 及 び 資 本	
流 動 資 産	21,175	負 債	
現金及び現金同等物	12,665	流 動 負 債	78,802
営業債権及びその他の債権	5,142	営業債務及びその他の債務	22,150
棚卸資産	1,687	借入金	36,701
その他の金融資産	290	未払法人所得税	2,479
その他の流動資産	1,391	リース負債	10,819
非 流 動 資 産	216,090	その他の金融負債	726
有形固定資産	119,667	引当金	1,287
のれん	30,371	その他の流動負債	4,640
無形資産	54,621	非 流 動 負 債	107,543
持分法で会計処理されている投資	2,171	営業債務及びその他の債務	31
敷金及び保証金	8,671	社債及び借入金	9,987
その他の金融資産	6	リース負債	78,857
その他の非流動資産	582	その他の金融負債	62
資 産 合 計	237,265	引当金	2,257
		繰延税金負債	16,307
		その他の非流動負債	43
		負 債 合 計	186,345
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	50,908
		資本金	100
		資本剰余金	15,747
		利益剰余金	35,156
		自己株式	△0
		その他の資本の構成要素	△95
		非 支 配 持 分	13
		資 本 合 計	50,920
		負 債 及 び 資 本 合 計	237,265

連結損益計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	204,957
売 上 原 価	△97,244
売 上 総 利 益	107,713
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△94,398
そ の 他 の 収 益	619
そ の 他 の 費 用	△1,872
営 業 利 益	12,061
金 融 収 益	90
金 融 費 用	△808
持分法による投資損益（△は損失）	△807
税 引 前 利 益	10,536
法 人 所 得 税 費 用	△4,116
当 期 利 益	6,420
当 期 利 益 の 帰 属 :	
親 会 社 の 所 有 者	6,457
非 支 配 持 分	△36

連結持分変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2019年10月1日残高	100	15,747	31,859	△0
会計方針の変更による累積的影響額			△554	
会計方針の変更を反映した2019年10月1日時点の残高	100	15,747	31,304	△0
当期利益			6,457	
その他の包括利益				
当期包括利益合計	-	-	6,457	-
新株予約権の失効			6	
株式に基づく報酬取引				
配当金			△2,611	
連結子会社の増資による持分の増減				
連結子会社株式の売却による持分の増減				
連結範囲の変動				
所有者との取引額合計	-	-	△2,605	-
2020年9月30日残高	100	15,747	35,156	△0

	その他の資本の構成要素	親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
2019年10月1日残高	△339	47,367	-	47,367
会計方針の変更による累積的影響額		△554		△554
会計方針の変更を反映した2019年10月1日時点の残高	△339	46,812	-	46,812
当期利益		6,457	△36	6,420
その他の包括利益	67	67	0	68
当期包括利益合計	67	6,524	△36	6,488
新株予約権の失効	△6	-		-
株式に基づく報酬取引	183	183		183
配当金		△2,611		△2,611
連結子会社の増資による持分の増減		-	10	10
連結子会社株式の売却による持分の増減		-	5	5
連結範囲の変動		-	33	33
所有者との取引額合計	177	△2,429	49	△2,380
2020年9月30日残高	△95	50,908	13	50,920

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,482	流動負債	53,499
現金及び預金	1,606	買掛金	13,432
売掛金	36	1年以内返済予定の借入金	36,741
食材及び貯蔵品	57	リース債	3
関係会社短期貸付金	13,272	未払金	1,366
前払費用	308	未払費用	45
未収入金	16,929	未払法人税等	1,544
その他	278	前受り金	10
貸倒引当金	△4	預り金	80
固定資産	46,028	賞与引当金	186
有形固定資産	70	役員賞与引当金	37
建物	37	その他の	55
機械装置	0	固定負債	10,076
車両運搬具	2	社債	10,000
工具器具備品	30	リース債務	4
無形固定資産	475	資産除去債務	24
ソフトウェア	357	その他の	48
その他	118	負債合計	63,575
投資その他の資産	45,483	(純資産の部)	
投資有価証券	6	株主資本	14,692
関係会社株式	43,689	資本金	100
関係会社長期貸付金	2,605	資本剰余金	11,846
長期前払費用	0	資本準備金	1,740
繰延税金資産	255	その他資本剰余金	10,106
その他	43	利益剰余金	2,747
貸倒引当金	△1,114	その他利益剰余金	2,747
資産合計	78,510	繰越利益剰余金	2,747
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	6
		繰延ヘッジ損益	6
		新株予約権	237
		純資産合計	14,936
		負債・純資産合計	78,510

損 益 計 算 書

(2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		5,909
営 業 費 用		3,210
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,210
営 業 利 益		2,699
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	224	
そ の 他	50	273
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	134	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	863	
そ の 他	70	1,066
経 常 利 益		1,907
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2,047	2,047
税 引 前 当 期 純 損 失		140
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	197	
法 人 税 等 調 整 額	78	274
当 期 純 損 失		415

株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	100	1,740	10,106	11,846	5,773	5,773	△0	17,718	
当 期 変 動 額									
当 期 純 損 失					△415	△415		△415	
配 当 金					△2,611	△2,611		△2,611	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△3,026	△3,026	-	△3,026	
当 期 末 残 高	100	1,740	10,106	11,846	2,747	2,747	△0	14,692	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ 損	評価・換算差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	6	6	61	17,785
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失				△415
配 当 金				△2,611
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1	△1	177	176
当 期 変 動 額 合 計	△1	△1	177	△2,850
当 期 末 残 高	6	6	237	14,936

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月15日

株式会社スシローグローバルホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹 内 毅	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	龍 田 佳 典	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 武 浩	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スシローグローバルホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社スシローグローバルホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月15日

株式会社スシローグローバルホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹 内 毅	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	龍 田 佳 典	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 武 浩	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スシローグローバルホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月18日

株式会社スシローグローバルホールディングス

監査等委員会

常勤監査等委員 納 塚 善 宏 ㊟

監 査 等 委 員 豊 崎 賢 一 ㊟

監 査 等 委 員 市 毛 由 美 子 ㊟

(注) 常勤監査等委員納塚善宏及び監査等委員市毛由美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

本株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様のご健康に配慮し、当社役員のみで開催させていただきたく、株主様におかれましては、**株主総会当日にご来場いただかないようお願い申し上げます。**

議決権の行使は、書面又はインターネット等によるいずれかの方法により、事前に行っていただきますようよろしくお願いいたします。

また、本年から、**株主総会にご出席の皆さまへのお土産は取りやめさせていただきます。**

株主様のご理解とご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。